

議案第 7 1 号

狭山市都市公園条例の一部を改正する条例

狭山市都市公園条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 赤坂の森公園の項中「赤坂の森公園」を「堀兼・上赤坂公園」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

赤坂の森公園の名称を改めたいので、この案を提出するものである。